

平成31年2月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年2月8日(金) 午後2時03分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

(所有権移転)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

(利用権貸借)

議案第6号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について(除外)

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員(22名)

1番	永利 春雄	2番	寺崎 廣喜
3番	田籠 富子	4番	山下 芳文
5番	山田 憲二	6番	永利 昇
7番	大中 久敏 (欠席)	8番	野田 敏之
9番	山田 武二	10番	佐藤 英昭
11番	白木 治	12番	廣田 一郎
13番	米倉 一雄	14番	中原 孝司
15番	藤井 豊志	16番	柳 文子
17番	天本 徹	18番	田籠 新
19番	白木 隆弘	20番	井手 浩
21番	久光 壽子	22番	草場 小夜子
23番	伊藤 武則		

5. 会議に出席した事務局職員(4名)

○会長 暦の上では「立春」となっておりますが、まだまだ寒さも厳しく、インフルエンザも流行っているようですが、皆さま方はいかがでしょう。

また、先月25日に福岡市の福岡国際会議場で開催された研修大会に参加された皆さま方におきましては、大変お疲れさまでした。

その時に、全国農業新聞普及拡大の最優秀賞をいただいておりますので、ご報告をいたします。ご協力ありがとうございました。

本日は総会終了後、関係団体との合同で人権・同和問題研修会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日は大変お忙しい中、本総会に参集いただきましてありがとうございました。議案6件、報告事項2件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は22名で委員定足数に達しております。

なお、大中 久敏 委員より欠席届が出ています。

よって、平成31年2月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしく願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、16番 柳 文子 委員、17番 天本 徹 委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審議]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、1件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページ、番号1は福童地内の田6筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、所有権移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われまます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 第2分科会からご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第2分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては、許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 議案書の2ページをお願いします。農地法第4条第1項の規定に

よる許可申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1は、干潟地内の田1筆です。平成28年2月の総会において、営農型太陽光発電設備の設置に関して、許可相当としたものです。許可後、3年を経過したため、その更新のために申請があったものです。

(位置図で場所等説明)

議案書記載のとおり、面積は1,026平方メートルの内、0.25平方メートルということなので、全体の面積1,026平方メートルに対して、支柱等が占める0.25平方メートルを転用するという計画です。

4ページ、こちらが計画図ですが、3年前の計画図ですので、既に設置済みですから、今でいうとこれが現況図ということになります。

パネルの下で営農を行いますので、パネルにはアームのような形になっておいて、パネルの下の作物に光を透すような仕組みになっております。

5ページには、パネルの断面図を記載しております。

パネルを支える支柱は、人や機械が通れる高さとしては、A-A'断面図を見る限り低い所で2メートル40センチメートル、高い所で2メートル67センチメートルということです。

6ページに、これまでの3年間についての農業の状況というものを記載しております。

営農型というのは、あくまでも3年間の一時転用ですので、次の3年間、更新するためには許可を得なければなりません。

許可できるのかできないのか、その基準としては、周囲で同じ作物、今回はほうれん草なんですけれども、ほうれん草が地域でどれくらい栽培されているのか、その量に対して、パネルの下では8割確保できているのかというのが、許可基準の一つであります。

ということで6ページを見ていきますと、まず1番としては、許可期間が平成28年2月29日から平成31年2月28日までの3年間でした。

2番目に地域の平均的な反収として、3年前の申請書に記載があったのは1,407キログラム、反当り。根拠としては平成25年の福岡県農業白書、県が行った統計なんですけど、朝倉農林管内では、平成24年にほうれん草が反当りに1,407キログラム採れたということです。

参考に、それ以降の農業白書の数値も引用しております。

ということで、地域は反当り1,407キログラムということですが、これの8割が確保できているのかということですが、3番目に収量報告

を記載しています。

収量報告というのは、1月から12月までの1年間分を翌年の2月に報告するように定められておりますので、それを引用して記載しております。

1回目の報告の時期としては、平成29年2月に報告時期を迎えました。29年の2月ですから、28年の1月から12月までの分を報告するという事なんですが、この時は0キログラムということでした。

理由としては、まず、太陽光を設置するための工事のために、工事期間中は作付けができないということと、工事は春に終わったんですが、その後、作付けしても春先の大雨が続いたということで、植えた種子が流れてしまったとして、収穫にいたらなかったとのことでした。

夏はほうれん草を栽培するのには余りふさわしくない時期ということで、秋冬に作付けはしたものの、12月までに収穫にいたらなかったことから、1月から12月までの報告としては0キログラムということでした。

2回目に、平成30年2月に報告時期を迎えました。30年の2月ですから、29年の1月から12月分の報告をおこなうということで、その報告書には40キログラム採れたということで、地域の反収に比較すると2.8パーセントということで、80パーセントには遠く及ばない数字でした。なぜ、これほど少なかったかというのと他の作物を育てていたからということでした。どうして、別の作物を育てていたかというのと、雨が降って、パネルから滴る雨が地面からはねて、ほうれん草が泥水をかぶると商品化しづらいということで、独断で別の作物を作っていたらいいと思います。

ただし、営農型を申請されてる以上は、どんな事情であれ、申請した作物であるほうれん草を作らなければならないということで、我々事務局や農林の担当者としても指導を行ってあって、3回目の報告時期、平成31年の2月の報告としては、1,240キログラム採れたとの報告が出ております。これは、地域の反収に比較すると88.1パーセントということで、8割を超えております。

この数値が、信ぴょう性が有るものかどうかというのは、一応疑わしいところも有るんですが、一応、そのように報告は出ております。

以上が、位置図についてのご説明です。

では、立地基準、一般基準について見ていくんですが、当該農地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるということで、第1種農地に該当します。

第1種農地は原則として、転用が出来ませんが、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電施設で3年間以内の一時転用の場合は、例外規定に該当することから、基準上は問題ないということです。

先月、開催しました地区会議に於いても、慎重な審議をいただきまして、条件付きで承認をいただいております。

その条件というのが、次の3年間は、我々事務局や地区担当の農業委員さんで定期的に現地調査を行いまして、写真を撮るなどして記録を取って、必要な場合は随時指導を行っていくということで。

収量報告で、地域の反収の8割を追えていたとしても、農業委員会の調査結果により、虚偽の疑いがある場合には、不許可相当とするというようなものです。監視を強めていくということです。この条件のもと、ご承認をいただきました。

以上でご説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、条件付きで承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

○20番委員

事務局の説明ですね、3年以内の一時転用の説明を受けたんですけれども、一時転用というのは3年まではいい。ずっと更新していけば、例えば、何十年でもよくなるのか、法的なことがよく理解できなかったんで。

○議長 事務局、説明を求めます。

○事務局 はい、3年間の一時転用を繰り返していけば恒久転用と同等のこ

とになるのではないかとのご指摘です。たしかに、おっしゃるとおりです。

通常、一時転用というのは、その期間で終わるからこそ、一時転用というのであって、特別に一種農地とか、農振農用地であっても、その期間であるなら認めようとするもの、この営農型の場合は、国の通知によって、更新していくことが可能であるという国からの通知が来ておりまして、それに基づく更新しているところです。

○議長 他に、ございませんでしょうか。

○6番委員 条件付きということですけども、具体的に、収量の問題で条件付きということでしょうか。確認です。

○議長 事務局、説明を求めます。

○事務局 収量報告というのは、知見を有する者、詳しい方。今回は申請時の作物がほうれん草ですから、ほうれん草に詳しい方ということで、前々会長の農業委員会会長の****が永年、ほうれん草を作ってこられてということで、ほうれん草に詳しい****の立ち合い、アドバイスの元、申請人がほうれん草を栽培している。

収穫する時には、****の立ち合いの元、収穫して、計量して報告を出すことになっておりますが、そうなっても、収量の出た数値に農業委員会としては、疑わしい部分が有るんじゃないかということで、今後は、監視を強めていこうということで、定期的に現地を見て回って、一時的に別の作物を作った時期もありましたから、今後、きちんとほうれん草のみを作っているかどうかを監視していこうということです。

○6番委員 確認するのであれば、例えば、出荷伝票とか、そういうものを取っていただいとって、それにより確認をするというのは？出荷してあるならのであれば、うちは営農ですから、自家用ではないのでしょうか、そのあたりで確認されたらどうでしょうか？

○事務局 確かに、出荷伝票も確認すべき資料ではあるんですが、出していたいただいた出荷伝票というようなものが、数量、出荷した個数と単価と掛け合わせた結果、金額が載っておるものの、キロ数、具体的な収量については掲載されていないものなんですね。なおさら、報告に出てきた収量、

重さというものが疑わしい。確認する方法がない。一応、徳田さんという知見を有する方のサインは有るものの、若干、数値として確認する方法がない。せめて、栽培している状況を、農業委員会でも確認していこうということです。

○6番委員 分かりました。

○議長 他に、ありませんでしょうか。

○議長 無いようでしたら、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号については原案のとおり許可相当とし、意見書を付し県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 議案書の3ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明します。

番号1は、上岩田地内の畑1筆です。通路として使用するために転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は、周囲を農地以外の用途の土地に囲まれており、他の農地区分に該当しない、小集団で生産性の低いということで、第2種農地に該当します。

今回のように、隣接する土地と一体として同一事業の用に供されるものとなる場合は、仮に第1種農地であっても例外規定に該当して許可することができまして、こういった場合には、代替え地の検討も必要ないということです。

また、周囲の農地に悪影響を及ぼすおそれがないということで、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われまます。

なお、番号1は先月開催しました地区会議に於いても、ご了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転6件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、山隈地内の田2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買い入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号2は、上岩田地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買い入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号3は、上岩田地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買い入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に議案書5ページ、番号4は、上西鯨坂地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買い入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号5は、横隈地内の田4筆と力武地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、議案書6ページ、番号6は、下西鯨坂地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
農業廃止のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

なお、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第1分科会にお願いしておりましたので、第1分科会長よりご報告をお願いします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転6件について、第1分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり承認いたします。

○議長 続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借1件を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは議案書の7ページをご覧ください。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借1件について、提案理由の説明をいたします。

番号1は、津古地内の田3筆です。

貸借の更新のために上がってきたものです。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、期間・賃借料、位置図により場所の説明)

なお、利用権の移転を受ける者は、農業経営基盤強化推進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、

事前審査を第1分科会にお願いしておりましたので、柳 第1分科会長よりご報告をお願いします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借1件につきまして、第1分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり承認いたします。

○議長 次に、議案第6号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、1件を議案とします。

これは、先月の総会において、分科会からの報告で継続審査となっていたものです。補足説明があるようですので、事務局より補足説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の8ページをご覧ください。

議案第6号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見についてご説明申し上げます。

前回の説明で不足していた部分について、再度説明をさせていただきます。

1点目、当該土地に埋設された農業用導水管についてですけれども。このことについては、前回の説明と同様となりますので、省略いたします。

2点目、圃場整備区域内の開発の件についてです。

農業振興地域の整備に関する法律施行令において、「農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地」として、「土地改良事

業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過したものであり、かつ、その土地についての農地中間管理権の存続期間が満了しているもの」と規定されています。

したがって、本案件の農用地につきましては、農用地区分の変更に係る基準を満たしていることとなります。

次に、3点目、農用地の利用集積に支障が有るかかどうかという点です。

位置図の23ページをご覧ください。福岡県では、「虫食い状態」を避けるために、「当該土地の長辺が宅地や雑種地など農用地区域外（白地）に接していること」もしくは「当該土地の全辺長の4分の1以上が農用地区域外（白地）に接していること」を農振除外の許可要件の一つになっております。

この基準から見ていきますと、当該農用地は、道路側の辺長が全辺長の4分の1以上、あすてらす側の宅地、農用地区域外（白地）に接していることが確認できますので、要件を満たすこととなります。

続きまして、4点目、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてです。

市では、農業委員会のほか、みい農協、両筑土地改良区、小郡土地改良区、床島土地改良区及び水資源機構に対して、同様に意見の回答を求めています。

以上は、農業振興地域の整備に関する法律の基準からの判定となるところですが、農地法に基づく転用の側面から見て行きたいと思います。

農地法に基づく許可基準として、農地の区分ごとの許可基準である「立地基準」と農地区分にかかわらない許可基準である「一般基準」があります。

位置図の20ページをご覧ください。まず、当該地は、10ヘクタール以上の農地の広がりがある「第1種農地」に該当しますが、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設が存することにより、「第3種農地」となっております。原則、転用が可能となる農用地となります。

したがって、「立地基準」上は問題ないものとなります。

次に、「一般基準」では、土地の効率的な活用の確保という観点から転用の許可の可否を判断することとなります。

具体的には、農地の投機的取得や遊休地化しないかどうか、それから転用に伴う営農条件への支障を防止するために設けられた基準となります。

今回は、農業振興地域整備計画の変更についての意見を求められている時点ですので、申請目的の実現の確実性を判断するための「資金計画」等の書類や土地改良区との同意書等は、農地法第5条の転用申請時に添付されることとなりますので、周辺地の営農条件への支障に関する点について見ていきます。

1つ目、転用により土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させる恐れがないか。については、位置図の21ページをご覧ください。境界に、コンクリートブロックを設置し、被害防除措置がとられております。

2つ目、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあるか。については、冒頭で説明しましたように、農業用導水管の防護措置が実施されること。具体的には、前面道路となる西側から申請地への進入箇所は一部に限定され、その部分の導水管は、事前に交換、補強することが示されております。

位置図の21ページで着色している箇所が導水管がある箇所となっております。位置図の22ページについては、導水管の保護措置をするものについて、断面図等を掲載されております。

以上のことから、「一般基準」においても、問題ないものと思われまます。これらの点を踏まえて、今回の「農業振興地域整備計画の変更について」は、ご意見をいただければと思っております。以上で説明を終わらせて頂きます。

○議長 事務局からの補足説明が終わりました。本件につきましては、継続審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 この件につきましては、12月、1月と今日で第3回目となります。ご報告いたします。議案第6号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、除外1件につきましては、第1分科会で審査した結果をご報告します。

原案について、事務局より説明を受け、委員間で慎重に審議しました。

最終的には、原案に対して、一部は反対もありましたが、過半数以上として同意となりました。

農業振興地域整備計画の変更について、同意するに当たっては、次のことを遵守することとし、

1. 農業用施設（導水管）等に支障をおよぼさないこと。

申請者の責に帰すべき事由によって農業用施設等を損壊した場合は、直ちに復旧し又は損害を補償すること。

2. 近傍農地に紛争や被害が生じた場合には、誠意をもって話し合い、責任をもって解決を図ること。

以上のことです。

以上のような議論をもって、審議しました。この原案に対して、賛成多数ということで同意しました。分科会の報告といたします。

本会議での審議方よろしく願います。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

○12番委員 先程、第1分科会会長から最後にご説明がありました、農業用施設に支障を及ぼさないことなどの文面なんですけれども、その中に、導水管の件で、お聞きしたい、確認したいことがあるんですけれども。

導水管が以前から、誰のものか、どこが管理するのかという件を話していたんですけれども。土地改良区の局長さんに確認した際に、導水管に関しては地権者のものだと返事をいただいていたんですけれども、その後の会議の中で、土地改良区の局長さんのおっしゃる地権者のものというのまああやふやになっていましたし、水を管理している二森の、はっきりしていなかったので、この場で、今回この件が通るということは、今後、ひな形になっていくと思いますので、導水管に関しては疑問が残るので、確実に「こう」という形を示していただけたらなと思います。

○議長 導水管の今後の在り方ということですね。

確認のため、しばらくお待ちください。

○議長 再開いたします。担当者が出張中ということで、現状、分かるところを局長より、概略を説明させます。

○事務局長 概要だけ説明させていただきます。通常、それぞれの土地改良区、例えば両筑でありますとか小郡土地改良区については、主要な幹線までが責任の範疇だと理解いたします。それから延びています枝管というものが、今回のものと思います。

それについては、土地改良区も補助事業ということでかんでいると思

いますけど、基本的には、地元ですね。地元で補助事業をいただきながら管の施工をやったと思われます。その管といいましようか、管に流れています「水」が受益を及ぼす範囲という風な感じになると思いますので、管に流れている「水」が影響を及ぼす範囲の地権者がその管を管理しているというふうなことになると思いますので、今回の件については、どこまでが範囲というか、管の管理者というか、所有者というかは、ご指摘のとおり、管が通っている土地の所有者については当然のごとく、そこからの受益もありますので、管の管理者という話しにはなろうかと思えます。分かりづらくて申し訳ありませんが、そのようなことだと思います。

○12番委員 今の説明でいくと、まだ、思われるという判断ですので、仮に、パイプが破れて、なにがしらの被害が発生した時の補償なり、修理負担、そういうのを話し合いする場合に、確定しとかなないと、決めておかないと取りようでどうにでもなると思いますので、そこをですね。

今回のこの、****さん、****さんが極端な話し、全額自分が負担します、それに伴うお米生産者なんなり、作物への被害について賠償も行いますと確実に明記される、していただきたいなと思えます。

○議長 今の件につきましては、価格的にとか全額、新たな地権者の方に負担してほしいと、意見書に記載してほしいということですね。そこを含めて、検討したいと思えます。よろしく願いいたします。検討するというところでお願いします。

○議長 他に、意見、質問、ないでしょうか。

○6番委員 確認です。法的には何も問題ないということですかね。

ないのであれば、二回も三回も話さないで、一番最初に、そういう説明をしておけば、もっと早く結論が出たんじゃないでしょうか。いかがなものでしょうか。

○8番委員 関連でいいでしょうか。土地改良区の話の中に入るんですが、責任分野がはっきりしていない分が有るんですね。主要幹線については土地改良区が持つけど、支線については下の方が持ちなさい。取り出し口のバルブについては、自分の所有者が修理しなさいという形の、暗黙の取り決めが有るけど、何分はっきりしてないようですね。

だから、修理する時には個人負担しなさいとか、集落に負担しなさいとなると、これから先、別な方法を考えて対策をとらなければならないことになる。

でも、知らないで、改良区の水を使いよる形になると、今の話は、少なくとも地権者のところを通っていく時に、その人の責任において、発生した場合にしか考えられない。後ろに水が行かないとか、そういう発生した場合には、補強の対応しかできないと思うんですけど。

○事務局長 まず、6番委員のご意見の方から回答したいと思うんですけど、当初の時から、十分にお答えできれば良かったんですけども、関係部署の方から聞いていない部分もあり、当初からお答えできずに時間がかかったということで、反省をしておりますので、ご了解をお願いしたいと思います。

8番委員の方からありました件につきましては、確かに、地元管理ということで、はっきりとした方針と言いましょか、取り決めと言うものが明確にされていない部分が有るかと思います。

これに関しては、農業委員会としても、そういう風な意見を出すということもあっていいのかなと思います。今回については、この案件とは離れたところで、そういった議論をしていかなければならないと思う所です。

ただ、皆さんおっしゃったように、どうしても責任の範疇という所はあると思いますので、今回のように、特別な案件の場合には、極力、影響がないことは、おのずと限られてくると思いますので、今回の件についても、十分吟味して、意見書を書きたいと思います。

○議長 他に、ありませんでしょうか。

○議長 特に無いようでしたら。原案の通り、賛成の委員は、挙手をおねがいします。

(挙手多数)

○議長 賛成多数ですので、議案第6号は原案通り承認し、意見書をつけて、市に報告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### [日程第3 報告]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。  
報告事項2件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の9ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出5件につきましてご報告いたします。

9ページから10ページの番号1は、賃借人の都合による解約です。

11ページの番号2は、賃借人の都合による解約です。

番号3は、売買のための解約です。

12ページの番号4は、売買のための解約です。

13ページの番号5は、残存小作地の解約に伴うものです。

残存小作地について、補足説明いたします。

残存耕作地というのは、第二次世界大戦終了後、国により進められた農地改革によって、当時の小作地は国が強制的に地主から買い上げ、その後小作人に売り渡されたわけですが、一部例外的に小作契約が存続した農地がありました。これらの賃貸借契約のうち、当事者が存続期間、小作料の額及び支払条件その他契約の内容を明らかにする書面を農業委員会に提出したものは、残存小作地として農業委員会が認定し、農地法第3条第1項の許可を受けたものと同じように扱ってきました。

したがって、これらの契約を解除する場合は農地法の許可をとったものと同じ様に、貸付人借受人双方が合意している場合は、合意解約の通知、もし一方からの解約申し出の場合は知事の許可を受けるための申請をしていただくこととなります。

今回の農地に関しては、双方解約に合意したとのことでありますので、農地法第18条第6項の規定に基づき、農業委員会に通知してきたものであります。以上、補足説明とさせていただきます。

詳細につきましては、議案書記載のとおりでございます。

続きまして、議案書の14ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の転用届出について、5件の報告をいたします。

番号1から番号5まで、全て、同一箇所における集合住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

詳細につきましては、議案書記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項2件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、平成31年2月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

平成31年2月8日(金) 午後 3時17分閉会